

## 社会福祉法人里山学院 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人里山学院(以下「法人」という。)の役員等の報酬等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。ただし、評議員の報酬にあつては、当法人の定款に規定があるため、本規程により支給基準を設定する。

### (評議員会の出席報酬等)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条報酬はこれを支払わないものとする。また、評議員が、理事会と同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。

2 交通費は実費とする。なお、評議員会に出席するため前泊が必要となる場合は、本法人で宿泊所を手配し負担することができる。

### (理事会の出席報酬等)

第4条 理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第5条報酬はこれを支払わないものとする。また、理事が、理事会と同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。

2 交通費は実費とする。

### (役員勤務報酬等)

第5条 理事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 交通費は実費とする。

### (監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監事の業務を行った場合であっても、本条次項の報酬を支払わないものとする。また、監事が、理事会と

同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導監査等への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費は実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第 7 条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会等に出席し、同日にあわせて苦情対応第三者委員の業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。また、苦情対応第三者委員が、理事会と同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。

3 交通費は実費とする。

(出張旅費)

第 8 条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表 3 により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費原則として支給することができる。

4 旅費実情を考慮して増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務理事)

第 9 条 施設の職員を兼務する役員等は、役員等としての職務（施設の職員としての業務を除く）の執行に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、令和6年6月22日から施行する。

別表1

役員報酬(日額)

名称	報酬	交通費
理事会出席報酬等	10,000 円	実費 円
苦情対応第三者委員	10,000 円	実費 円
評議員会出席報酬等	10,000 円	実費 円

別表2(日額)

名称	報酬	交通費
理事及び評議員業務報酬等	10,000 円	実費 円
監事監査指導報酬等	10,000 円	実費 円
苦情対応第三者委員	10,000 円	実費 円

別表3

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	上限18,000円	10,000円	実費